

申6号 「普通列車のグリーン車のアテンダント乗務区間の見直し」に関する緊急申し入れ 1回目

会社から6月18日説明をされ、7月8日に申6号として申し入れを行った、「普通グリーン車のアテンダント乗務区間の見直し」に関する緊急申し入れについて議論を行いました。

第1項 6月27日から実施している「普通列車のグリーン車のアテンダント乗務区間の見直しについて」に関する試行を中止し、サービス品質を向上させるため普通列車のグリーン車の車内改札業務はJR本体で行うこと。

目録

【組合】

- 会社から6月18日に説明され、本部は7月8日に「申6号」の申し入れを行った。
- 10月1日に実施とあるが、「施策実施に関する確認メモ」を労使が遵守する立場からも、施策に対する交渉日の日程を設定するべきである。
- 施策に対しては、あくまでも労使合意が基本である。

【会社】 認識を合わせ、施策を進めていくべきである!

- 交渉日をいたずらに延ばしたわけではない。
- 申1号第4項の議論に全力を傾注してきた。審議の精度をあげて議論してきたことは、労使の共通認識として合わせられること。
- 合意形成に向けた努力をしていきたい。

議論を早く中絶させるのが

実施時期の見直しを 確認!

【組合】

グリーン車の車掌業務をアテンダントに委託してきたが、当時（2003年）の議論において、「アテンダントが乗務しない区間が発生する事については、議論していないではないか」

議論経過を逸脱している!!

【会社】

乗務区間に関しては、議論されていない。

「車内秩序の維持」「乗車区間の検証を実施」していくが、10月1日実施と言っても、団体交渉がこの日になってしまったので、「実施時期をずらそうという考えはある」

労使の合意形成を前提にした施策実施を実現しよう!